



マイナンバーの利用目的と現段階での利用事務について

利用目的

当組合では、収集したマイナンバーを番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」に基づいて**被保険者資格の適用、保険給付業務**でのみ利用します。

現段階での利用事務

情報提供ネットワークシステム（番号法 第2条）による情報連携テスト完了後、**平成29年7月以降（予定）**に以下のように利用します。

- ① 加入時や住所変更等の際の**住民票情報の照会**。
- ② 高齢受給者証の交付や更新、高額療養費、限度額認定証交付の際の**所得情報の照会**。
- ③ 資格情報の提供（医療保険者間で資格情報の共有を行い、二重加入等を事前に防止する目的）

※上記の申請・届出があった場合の必要な時にだけ情報の照会を行います。

※個人番号カードに切り替えた方については、マイナポータル（稼働時期未定）を利用することにより、ご自身のマイナンバーがどういったことに利用されたかをパソコンで確認することができます。



マイナンバー利用に向けてのスケジュール

マイナンバー利用に向けてのスケジュールについては、下記のとおりのおり予定となっております。





マイナンバーが必要な申請・届出について

番号法・国民健康保険法及び施行規則に基づき、下記の申請様式にマイナンバー記載欄が追加されます。新様式については順次作成しておりますので、申請の際はご確認ください。

資格	給付
国民健康保険被保険者加入申請書	国民健康保険高額療養費支給申請書
国民健康保険被保険者喪失届出書	国民健康保険限度額適用認定申請書
国民健康保険再交付申請書	国民健康保険療養費支給申請書
被保険者氏名変更届	移送費支給申請書
自宅住所変更届	特定疾病認定申請書
国民健康保険法第116条届（マル学）	第三者行為による被害届
国民健康保険法第116条の2届（マル遠）	国民健康出産育児一時金支給申請書
	国民健康保険葬祭費支給申請書



マイナンバー取扱いにおける環境整備について

当組合ではマイナンバーを取扱うにあたり、下記のとおり環境整備をしています。

- ① マイナンバー取扱いにおける組織を発足しました。
- ② マイナンバーを適正、且つ安全に取り扱ううえでの宣言（特定個人情報保護評価書及び特定個人情報保護評価計画書）を国に提出・公表しました。
- ③ 申請様式変更・規程や方針の策定や見直しを行っています。
- ④ マイナンバー保護のため、入退室制限等のセキュリティ強化を行っています。
 - ・事務室入口にICカードによる入退室制限を設け、**一般の方の入室を制限**
 - ・事務室内に**マイナンバーを取り扱う専用部屋**を設け、専用部屋内でのみマイナンバーを利用及び厳重に保管
 - ・マイナンバー専用部屋についてもICカードによる入退室制限を設け、**マイナンバーの利用事務ができる職員を限定**（資格係・給付係のみ）

事務室入口

